愛西津島ラグビースクール規約

愛西津島ラグビースクール

（名　称）
第1条　このスクールは、愛西津島ラグビースクール（以下「スクール」という）と称する。

（目　的）
第2条　愛西市を中心とした広域型スポーツクラブとして設置し、ラグビーを通じて、愛西市及びその近隣の少年・少女に、安全で明るく、正しい運動の機会を与え、心と身体の健全な発達を図ることを目的とする。

（事　業）
第3条　前条の目的を達成するために、毎年4月より翌年3月までの期間、次の事業を行う。
一項　ラグビーの練習、観覧及び他のラグビースクールとの交流。
二項　夏合宿（サマーキャンプ）、強化練習及び目的達成に必要な事項。

（生　徒）
第4条　スクールの生徒は、愛西市及びその近隣市町村の幼児、小学生及び中学生を対象とする。

（役　員）
第5条　スクールには、次の役員を置く。
校 長 1名　副校長 2名　事務局 1名　会 計 1名

（主　務）
第6条　役員の主務は次の通りとする。
一項　校長は、スクールを代表して校務を統括する。また、愛知県ラグビースクール委員会のスクール代表を務める。
二項　副校長は、運営のための組織を主宰すると共に校長が職務に支障のある時は、その職務を代行する。
三項　事務局は、スクールの運営に関する業務を行い、運営に必要な事務を分掌する。また、愛知県ラグビースクール委員会副委員を務める。
四項　会計は、スクールの運営に必要な収支管理を行い、年度末に会計報告を行う。

（任　期）
第7条　役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（会　議）
第8条　役員会は必要に応じて校長（副校長）が招集し開くことができる。

（経　理）
第9条　スクールの運営は、会費・その他をもってあたる。

（予算承認）
第10条　各担当部署が決定した予算は、校長及び副校長の承認を得なければならない。

（会計年度）
第11条　会計年度は、4月より翌年の3月末までとする。

（規約の改正）
第12条 規約の改正は、役員会の議決による。

（規　約）
第13条 この規約に定めるもの、その他スクールの運営に関し、必要な事項は別に定める。

以上

平成20年2月15日 制定
平成20年4月　1日　施行

細　則

（生徒の資格）
第1条 スクールの生徒の資格は、指定の入会手続きを経て校長が承認することによって与えられる。
第2条 校章（胸マーク）・背番号を有料にて頒布する。

（事務の分掌）
第3条 役員以外に次の部署を置き、運営は指導員で行うものとする。
事務部　協会部　広報部　指導部　中学部　行事部　備品管理部　サポート部

（会 計）
第4条 生徒は定められた年会費を納入するものとする。（年会費は、愛知県ラグビーフットボール協会競技者登録費と保険料が含まれるが、対外試合の交通費等を含まない）
第5条 年会費は役員会で決定する。
第6条 会費はスクールの運営に当てる。
第7条 一旦納金された会費は返済しない。

（資格の消滅）
第8条 生徒の資格は、健康上の理由又は生徒としてふさわしくない行為等により、役員会の議決を経て取り消すことができる。

（経費の負担）
第9条 スクールに参加する経費は、生徒または保護者が負担する。

（保 険）
第10条 スクールの生徒は、スクール規定の災害保険に必ず加入するものとする。
第11条 受講中・負傷等の災害が生じた場合、指導員の応急手当を行うが、事故後の加療・療養の責任は問わない。
但し、前項による保険給付は後日支給される。

以上

平成20年2月15日 制定
平成20年4月　1日　施行